

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

商号又は名称	住所又は所在地
株式会社中山建設	那須烏山市田野倉 819 番地 1

2 指名停止措置期間

令和 6 年 3 月 15 日から令和 6 年 9 月 14 日まで（6 か月）

3 指名停止措置の範囲

南那須地区広域行政事務組合が発注する工事等

4 事実概要

株式会社中山建設の代表権を有する役員が那須烏山市職員に賄賂を供与したとして、令和 6 年 3 月 7 日、宇都宮区検察庁が株式会社中山建設の代表権を有する役員を贈賄罪で略式起訴した。

5 指名停止措置理由

株式会社中山建設の代表権を有する役員が贈賄罪で略式起訴されたことは、「南那須地区広域行政事務組合競争入札参加資格者指名停止措置要綱」別表第 6 号(2)アの措置要件に該当するため。

[南那須地区広域行政事務組合競争入札参加資格者指名停止措置要綱 別表第 6 号(2)ア]

区 分	要 件	期 間
6 贈賄	(2) 次のアからウに掲げる者が栃木県内において、他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	ア 代表役員等 3 か月以上 9 か月以内
		イ 一般役員等 2 か月以上 6 か月以内
		ウ 使用人 1 か月以上 3 か月以内